

平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

原告 片倉一美外

被告 国

証 拠 説 明 書

(甲32～33)

令和3年1月19日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 只 野 靖

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備 考
32	「平成23年度鬼怒川堤防高縦断表」および「鬼怒川に反映する堤防高(平成24～28年度)」の測量結果	H28	国土交通省 関東地方整備局	<p>平成27年度鬼怒川・小貝川水理解析検討業務報告書【重要水防箇所の検討(鬼怒川編)】(平成28年9月)の元資料として開示されたもので、2011年度の詳細な堤防高測量結果とその後の2016年度までの堤防高変化箇所のデータで構成されている。</p> <p>1枚目は関東地方整備局の開示決定通知書(堤防高測量結果)、10枚(1頁～10頁)が2011年度の詳細な堤防高測量結果</p> <p>12枚目が関東地方整備局の開示決定通知書(堤防高変化箇所)、その後7枚が2012～2016年度の堤防高変化箇所のデータである。</p> <p>2011年度の詳細な堤防測量結果は距離標100km付近までのデータが開示されているが、32号証では本訴訟に関係する30km付近までのデータとした。</p> <p>本資料と甲15号証の計画堤防高、計画高水位)、甲33号証の2015年9月洪水痕跡水位から原告準備書面(7)の図4「鬼怒川左岸21km付近の堤防高と水位」を作成した。図4に示した左岸20～22km区間には2012～2016年度の堤防</p>	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
				<p>高変化箇所がない。</p> <p>また、訴状の図15「鬼怒川左岸の堤防高と水位データ」のグラフも甲32号証のデータ等を使って作成した。訴状の図15の左岸20～27kmでは若宮戸25.35kmについて2015年度の変更後の堤防高21.3mが示されている。</p>	
33	鬼怒川痕跡調査結果表 (H27.9.9出水)	写し	H27 国土交通省 関東地方整備局	<p>平成27年9月9日の鬼怒川洪水の痕跡水位を関東地方整備局が調査した結果である。250m間隔で左岸、右岸の痕跡水位を調査した結果が示されている。</p> <p>33号証の1枚目が関東地方整備局の開示決定通知書、2枚目以降が両岸の痕跡水位調査結果である。</p>	